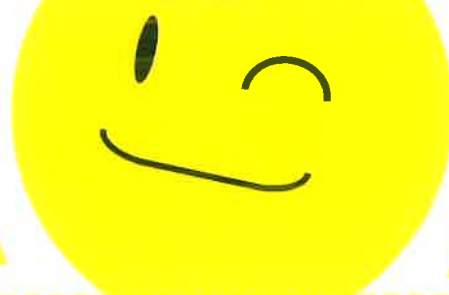


高齢者が通院治療に係る渡航費助成 付き添い（介助人）も対象です

令和6年1月1日～



助成対象となる付き添い（介助人）について

1. 80歳以上の方の通院治療にかかる船賃等において、必要と認める付き添い（介助）人。
2. 付き添い（介助）人は竹富町に居住し、かつ住民基本台帳に記録されていること。

申請に必要なもの

- ☞ 渡航費助成申請書兼請求書
- ☞ 助成金の振込先口座が分かる通帳の写し
- ☞ 医療機関が発行した領収書（原本）
- ☞ 船会社が発行した領収書（原本）
- ☞ 義務履行確認申請書

※付き添い（介助）人は原則として1名までとします。

※義務履行確認書での審査において各種税や保険料、水道使用料、町営住宅家賃等の滞納や未払いが確認された場合、本助成金は支給されません。

お問い合わせ

福祉支援課 高齢者福祉係

☎0980-83-7415(内線1204、1205)